

| | |
|----------|---|
| 法律名 | 農業振興地域の整備に関する法律 |
| 施行日 | 昭和44年 H14年改正 |
| 目的 | この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土憲の合理的な利用に寄与することを目的とする。（第1条） |
| 対象者 | 国、都道府県、市町村、営農者、農地を取得・売買・開発しようとする者 |
| 規制対象事業規模 | 規模の規定は特になし |
| 規制内容 | <p>都道府県知事は、農地を整備・保全するため、農業振興地域を指定しており（第6条）、この地域での開発は規制される。都市計画法における市街化区域や用途指定がされている地域にはこの地域指定はないのでチェック不要。農業振興地域のなかでも、農用地区域に指定された地域では規制が厳しい。</p> <p>農用地区は、次の定義だが、要するに耕作や牧畜関係の緑地と施設がある土地で農業生産性が高いということである（第3、8条）。</p> <p>耕作の目的または主として耕作もしくは養畜の業務のための採草もしくは家畜の放牧の目的に供される土地</p> <p>木仕の生育に供され、併せて耕作または養畜の業務のための採草または家畜の放牧の目的に供される土地</p> <p>農用地または前号に掲げる土地の保全または利用上必要な施設の用に供される土地</p> <p>耕作または養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地</p> <p>農用地区域内でバイオマス工場等の用地にする場合は、農用地区域内の開発行為にあたり、原則として都道府県知事の許可がいる。開発行為とは次の行為（第15条の15）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 ・ 建築物その他の工作物の新築、改築または増築 <p>ただし、許可がいらない開発行為がある。市町村が定める農業振興地域整備計画に沿ったものは許可がいらない（第15条の15・3・3）。農業関係の廃棄物を利用するバイオマス事業の場合は、あらかじめこの農業振興地域整備計画に記載さ</p> |

れるようにして働きかけておけば手間が省ける。

申請項目は以下の通り（施行規則第34条）

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 開発行為に係る土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 開発行為が宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

である場合にあっては当該土地の形質の変更後の土地の用途、開

発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合

にあっては新築、改築又は増築の別及び当該新築、改築又は増築

後の当薪建築物その他の工作物の用途及び構造の概要

四 開発行為に係る工事計画の概要

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 開発行為により法第十五条の十五第四項各号に規定する事態が

生ずることを防止するための措置の概要

七 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした

図面

二 開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である

場合にあっては、開発行為に係る土地における当該建築物

ただし、許可を申請しても、原則として開発許可されない農用地区があるので、詳細なチェックが必要。

以下のいずれかに該当する場合には、農用地区の開発は許可は

| | |
|----------|--|
| | <p>されない（農振法 15 の 15・4）。</p> <p>イ．当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること</p> <p>ロ．当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出または崩壊その他の耕作または養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること</p> <p>ハ．当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること</p> <p>農用地区以外の農業振興地域においてはこの法律関係の規制は特段厳しくはないが、農地法で言う良好な営農条件を備えている農地では許可がいる（農地法参照）。</p> <p>「道府県知事は、農用地区域以外の農業振興地域において開発行為を行っているものに対して、必要に応じて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる」（第15条の7）</p> |
| 備考 | 農地法とセットでチェックする。要するに、農地に適しており、現に農地として使われている土地は農業生産性も高く、これを農業サイドは保全しようとするのは当然で、これに配慮して土地選定を行う必要があるということ。 |
| 資源分類 | 製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部 |
| 利用技術分類 | 飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換 |
| ビジネスプロセス | 事業計画、適地選定 |
| 関連法 | 農地法 |